

労働法最前線

— 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

労働契約満了後の労務紛争

第 74 回

今回は、2014 年 2 月 26 日、広西省梧州市長洲区人民法院が判決した労働争議案件を紹介します。

1. 裁判概要

労働者の劉はある会社と 2011 年 10 月 25 日から 12 年 10 月 24 日までを期間として労働契約を締結した。契約満了後も、劉は引き続き勤務したが、会社は劉との労働契約更新手続きを行わなかった。13 年 4 月 7 日、劉の辞職が承認され、双方の労働関係が終了した。勤務期間中、月次賃金は 1,800 元だった。

13 年 6 月 25 日、劉は労働仲裁を申し立てたところ、「会社は劉に 12 年 11 月 25 日から 13 年 4 月 9 日までの賃金の倍額、合計 8,441.38 元を支払うことを命じる」との判決が下された。会社は仲裁判決を不服として、法院に訴訟を提起した。

法院は審理を行った後、「『労働契約法』の規定に基づき、双方の労働関係が存続する期間、1 カ月を超えて労働契約を締結しなかった場合、雇用企業は労働者に毎月倍額の賃金を支払わなければならない。会社が劉の労働契約満了後、すみやかに労働契約を更新せず、法によらず劉との労働関係を終了することは違法行為に属し、法により劉に毎月倍額の賃金を支払わなければならない」と認定した。

2. 分析

労働契約が満了した従業員を契約更新せずに企業が引き続き使用することは、実務上頻繁に見られ、大量の労働争議案を引き起こしており、司法実務でも争われています。主な法律問題は以下の通りです。

(1) 労働契約を更新する時期

労働契約満了日から 1 カ月以内に契約を更新しなければなりません。満了から 1 年間、更新手続きを行っていない場合、無固定期限労働契約を締結したとみなされます。

(2) 引き続き使用される期間の月次賃金の基準

双方が異議を表明しない場合、月次賃金の基準は、原則として原労働契約の基準に従うものとします。

(3) 賃金倍額の起算点と最長期間

労働契約満了後 1 カ月以内に契約を更新しない場合、満了後から 1 カ月経過した翌日から 2 倍の賃金を支払わなければならないが、2 倍の賃金を支払う最長期間について、司法実務では 2 種類の方法が取られています。

1 つ目は、雇用企業が従業員を使用した日から満 1 年、労働者と労働契約を更新しなかった場合、使用日から満 1 年経過した当日に無固定期限労働契約が成立したとみなします。よって、2 倍の賃金を支払う期間は 11 カ月となります。2 つ目は、書面により締結した労働契約が終了するまで 2 倍の賃金を支払うものとし、11 カ月を超える可能性があります。

(4) 事実上の労働関係を一方的に解除することの法的責任

事実上の労働関係が存続する期間に、労働関係を一方的

に解除する法定事由が存在する場合、雇用企業と従業員はいずれも解除を提起することができますが、法律が規定する期限までに相手方に事前通知する必要があります。

雇用企業にとって、事実上の労働関係を一方的に解除することは経済補償金を支払わなければならないが、これは、法規面からも司法実務面からも徐々に認められつつあることです。雇用企業が事実上の労働関係を解除するとき、賠償金（経済補償金の 2 倍）を支払う必要があるか否かについては、司法実務上、争いがあります。

3. 実務でのアドバイス

上記分析に鑑み、企業は以下の面から労働契約管理制度を整備することを勧めます。

(1) 労働契約に条項を定める。企業は労働契約が満了した従業員と契約を更新する義務はないものの、企業が以下の条項を加えることを勧めます。雇用企業が契約満了後、あらかじめ契約を更新する旨の特別通知をする場合を除き、従業員は契約満了日に、離職手続きと業務の引継ぎを完了させなければならない。

(2) 労働契約満了日と契約更新日のアラーム制度。技術的に可能な企業は、人事部門の要求に基づき労働契約管理システムに自動アラームを設置する。担当者を設け、定期的に確認する。このような措置を通じて、労働契約が満了したとき、すみやかに満了による契約終了、あるいは更新手続きを完了できることを確保します。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱譽鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: www.broadbright.com

E-mail: broadbright@broadbright.com

【北京本部】

Add: 建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel: 010-8513-1818、010-8513-1800 (日本語専用)

【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)